## モンゴル・ソ連相互援助規定書の締結と日本・ソ連・中国

マンダフ・アリウンサイハン

はじめに

によってソ連がモンゴルを第三国の軍事的脅威から守るべき軍事同盟国と正式に位置づけたことを明らかに ル方面への進出をねらう関東軍を牽制するという目的ももっていた。B・バーバル『黄金の三角』は、この条約 によりもまず、モンゴルが国際関係における法的主体であることを世界に主張したことにあり、さらに、モンゴ 結された。この条約は、ソ連がモンゴルに対する自身の立場を公式に世界に示したという点で非常に大きな意味 ジアの国際関係史研究において、この条約は必ずといってよいほど言及されているにもかかわらず、上記のよう に大きな危機感を抱かせ、モンゴルを取り巻く国際情勢を複雑なものにしてしまったことも事実であろう。 した。しかし、この条約によってソ連がモンゴルへ自軍を進駐させるのに必要な法的根拠を得たことは、日本軍 をもっていた。R.ボルド「ハルハ河戦争前夜の極東の国際関係―モンゴル」によれば、この条約の意義は、な 一九三六年三月一二日、ウランバートルで、ソ連とモンゴルとの間で「モンゴル・ソ連相互援助規定書」が締

な関 か 口 本論文は つ ア・ 係諸 た ソ 連 モ 玉 一に与えた影響や条約 五. 章 モ ゴ からなる。 ン ル ゴ • H ル 本の 相 Ħ. 第 援 史料 助規定書 .を利 の性格などについ 用 第二章では、 Ļ の歴史的意義と日 これ までの 条約 ては十分な検討 締結 H ソ 関係 ソ ・ に至るまでのソ連・モンゴル モ関 に与えた影響を考察することを試 が行 係史に関する先行研究ではあまり注目されな われてい るとはい 関係 えない。そこで本稿では、 0 経緯 2 とソ 連 0) モ

この ンゴ ル 条約はどんな意味を持 ル政策に与えた影響につい 0 接 第五 近 に 一章では、 Н 本 は 大きな関心を持 条約 0 てい が 章、 その て言及する。 たの 後 か、 って眺 0 日 条約締結に関する日本、 本 めてい 0 外 交政 たことを示す。 策にどのような影響を与えたのか、 満 第三章、 州 国 中 第四章では 国の態度はどんなものであっ モン それがまたソ連 ゴ ル とソ連 に の対モ たか、

## 第 Ι 章 玉 境 問 題 によるモンゴ ル 満 妼 玉 境 の緊張とモンゴ ル ソ 連 関係 いの強化

方二 頻発するように 連 <u></u> 〇 キ 九三五 満 口 州 年頃 0 地 境 になる。 点を国 から、 だけでなく、 極 国境 境 東ソ 線 と主 紛 争の 連 モ 軍 張 ン 原 ゴ  $\mathcal{O}$ L 国 7 因 ル 境 は 13 防備. たの 満 玉 州 力 境 に 玉 0 対 線 境 充実と、 に関 方 Ļ 面 民する解釈 H 0 緊張 満 さらに 側 は 釈 が 次第 ハ 0 は、 相 ル ハ 違であっ に高 日満 河をもっ まり、 軍 0 た。 玉 7 境警備軍 当時、 境 境 線 線 0 モンゴ と主 各 . 0) 地 増 張 に 強などにともない お ル 7 側 17 が 7 12 た 紛 争 ル 事 件 河 東 が

る日 いぐっ 本軍 九三五 0 脅威 年 E ゴ がます 月 に ル 警備隊 ´ます 関 東 と満 現 軍 実的 は 州 内 なも 国 モ |警備| ン ゴ 0 となっ 軍との ル 0 チャ 間 てきた。 に国 ル [境衝· 地 方 九三五 突事 に侵 攻を 件 が 年 始 発生し \_\_ 月に、 め その た。 モ 後 ン Va E わ ゴ WD ル ン 東 ゴ る 部 ノヽ ル 南 ル 玉 境 部 廟 に 事 東 あ 件 る 部 玉 あ ル 境 廟を 対 す

廟 ル 0 0 数 奪 軍 ハ 口 な 境 ル 実 0 0 /\ 力 監 廟 た 事 8 視 軍 撤 が 件  $\mathcal{O}$ 事 退させ た 勃 教官· 8 発 に 0 きっ よう 本 ハ 田 ル としたことであっ 少 /\ か 佐 河 け を は、 越 瀬 Ž 尾 E た 中 ン 尉ら 0 ゴ を ル 軍 た。 0 関 下 0 関 に 東 小 満 東 軍 部 軍 軍 が 隊 部 0 が 命 玉 隊 モ を 令 ン 境 監 出 に ゴ 動 基 ル 視 させ、 軍 所 づ 13 0 0 置 て 不 モ 法 か ンゴ 満 越 n 軍 境 7 ル 0 13 不法 軍 北 た 警 */*\ 戦 備 占 ル 闘 領 ハ 軍 は とみ を交え、 河 東 な 部 川 0 両 H ハ 軍 ル 0 E ノヽ 間 ン 廟 ル ゴ に で

多

0

死

傷

者

出

大規 頻発 7 V2 模 つ L 0 な た た3 ル V Н ハ ムテ 本 廟 側 事 事 件をきっ 0 史料 件 T に ダグドラ ょ か n け なば、 として、 ン 九三五 事 七〇 件 Ŏ キ 年 ボ i イ は ル 口 湖 モ に 事 わ 件 満 た る 玉 境 モ ボ ル で ン ゴ 国 ン デ 境 ル ル 事 人 民 ス 件 事 共 八 和 件 が 件 玉 起 が ح ŋ 発 満 生 州 そ 玉 0 と 規 0 模 九 国 境 激 で 烈 年 国 度 に 境 入 紛 る 争 が

と強 け 有 Ź 0 モ ことは 心 ゴ モ 要 性 ル ゴ を لح ル H ソ 連 層 0 満 軍 確 間 0 事 信 対 0 L モ 力 度 た。 重 0 ン 増 な ゴ そして、 る ル 強 に 国 政 本 境 策 紛 格  $\mathcal{O}$ 的 極 争 進 を に 東 展 で 取 に ŋ 0 H 重 組 日 本 大な影響をも 本 に む ことを決 よる 軍 O行 対 動を抑 7 定 たら 攻 擊 た 止 す。  $\mathcal{O}$ す 前 Ź 兆 ため としてとら 連 政 に 府 は、 モ ンゴ Ż, この ル モ ような との ン ゴ 協 モ ル 力 に 関 お 満 け を る 基 段 地 お

て 政 府 連 た モ ンゴ モ に 軍 状 送っ 0 況 ゴ Ŧ に ル ル た か 側 書 0 ゴ は h ح 安全保障 簡 ル が み、 0 えば、 中 0 で、 進 自 駐 国 満 0 0 わ 安全保 協 対 州 が 力をソ して ح 共 0 和 慎 障をなに 玉 国 連 重 境 0 に な態度を終始崩すことは に 防 求 お 衛 より めて Va 力を 7 紛争 Ł 13 強 る 重 化する上で、 視 事 件 さらに、 す る外 が 頻 交 発 彼 な 路 かっ は 線をとっ 連 ソ 0 たが、 連 E 全面 ゴ た。 モ 的 ル ン な 九三五 自身の モ ゴ 援 ン ル 助 ゴ 対 が 玉 年 ル 日 不 益 0 満 可 0 ゲ 0 欠である 観点 月 ン 対 F 立 からみても、 川 ウ が る 非 H 付 首 常 を 相 は 激 連 化

モ ン ゴ ル に とっ てソ 連 は 唯 0 友好 国 |と確 信 して Va ると述べ て、 ソ 連 寄 ŋ Ó 姿勢を打 ち 出 た。4

計 立 玉 防 モ モ 擁 画 月 ンゴ 護 0 間 スクワ 中 題 及 な び 0 ル での その 経済 どに 代 日 か 表 会談 つい 5 は 防 文 衛 いでモ 化 7 ソ 力 0 面  $\mathcal{O}$ 年 連 強 0 五. ン \_\_ 0 援 ゴ 月 化 項 対 などに 助 目 九 ル モ ンゴ に 側 日 0 は、 関 提 ま 関 する間 で、 案をまと ル す ソ 援 る問 連 助 題 か 連 題を 6 は 8 政 ソ 我 た 0 府 連 具体 援 援 ح 々 0 0 招 助 助 0 今 計 きでモス 的 に 防 衛 に 回 画 0 書を提 協 (V) 体  $\mathcal{O}$ て、 議され 会談で主要関 制 クワ 0 経 構 出 を訪 たい [する。 築な 済 協 良心事ではなっ ではなっ 力 間 どについ これ した。 0 促 に 進 対 て話 • 文化 L 次い 13 し合うため スター 闄 ので、 でモ 係 まず 1) ンゴ 矢 療体 に は É ル に 制 ン 対 ゴ 0 九 す 0 強 ル 五 化

を表 モ 0 連 連 攻 に 0 ゴ 撃を受け 明 期 軍 事 待 ル た す 援 が る 0 助 た場 軍 派 0 遣 事 ソ あ を含 連 合 面 ŋ 方 軍 で む 独 0 に  $\mathcal{O}$ 力でそ モ 武 援 0 器 ン 助 11 ゴ とし て、 装 n ル 備 に て、  $\sim$ 直 などの 接 抵 0 まず 抗 進 モ ンゴ 出 駐 援 来 に 武 た。6 0 助 な 器 ル が 12 側 Va ては 装備 求 0 0 意 8 は など 6 明 触 向 を 5 n n るとの 確 な 0 か で か 各 か ある め つ 種 軍 意見を述べ、 た。 た。 か 需 から、 これに答えて、 物 方、 資 んと軍 ソ デ 連 ノミド 続 事 0 技 13 軍 て、 事 陸 術 者 ゲンド 相 面 0 は 0 際情 提 援 ウ 助 モ 供 勢が を望 ンゴ ン は 許 ル モ ん で が ン っなら ゴ ソ 外 13 連 ル から خ が る 援 軍  $\mathcal{O}$ 0 ソ 独 助 ソ

生 0 12 0 派 危 0 遣 た 機 0 2 が が 迫 とどめ 明 ス Z 7 b ソ 連 11 か 1) る に  $\mathcal{O}$ 現 なっ ン 赤 モ は 状 軍 ン 部 た。 ゴ に 隊 ソ お ル 連 に 13  $\mathcal{O}$ 0 7 モ ま 対する軍 0 ŋ 対 は ン ゴ モ ソ 連 首 ル ゴ 軍 相 事 ル 部 0 は 面 援 隊 進 1 0 援 助  $\mathcal{O}$ 駐 連 を モ に 助 0 対 を 8 ン モ ( ゴ 8 ン 0 7 ゴ ル 7 否 つ  $\wedge$ ル 定 て、 モ 0  $\sim$ 進 的 0 ン ゴ 駐 な立 軍 モ は 事 ル ン 0 B 場をとっ ゴ 面 むを 指 0 ル 導 援 0 得 部 指 助 7 0 な に 導 意 部 12 12 0 見 と考 た 13 0 が 意 0 7 分れ えて に 見 は 対 が 7 武 12 必 ず 器 た 12 る 陸 0 現 で 重 相 状 あ は 事 戦 専 致 門

両

0

間

に

相

Ħ

援

助

条

約

を

結

5

ことを

提

案

年

隊

個をただち

É

派遣する用意がある旨を伝

連 政 の府とし しては、 連 援 モ 助 に ン に対するこ ゴ ル 政 モ 府 ン が ゴ ソ 連 ル 政 政 府 府 に対 0 意 見が して 具体的 まとまっ にどんな援 てから、 助 援 めを求 助 間 題 8 É に 0 17 るの V2 て改めて話 かを見極 8 ることが

望ま

しい

. と の

意

向

を示

た

を現 スタ 増 ゴ となどを求め ル 加 モ ال きせ、 ンゴ 政 在 府 0 八 ル か ン 0 は に b 要 九三六 大幅 ゲンド 請 これをゲンドゥ 万ト な防 が あっ . ウ . ウ 年 グ 度 ンにモ 衛 ĺ) た場 力増 に ク は 合 ン 軍 強を急速 国 ゴ 事費として八〇〇万ト ンは受け入れることに同意 [家子算 モ ル 0 ン ゴ 兵力を現在 に行わせるため、 *の* 二 ル 0 ト之で事力 ・ 五% 力補 *の* か 万人から一万八〇〇〇人にまで増大させること、 . ウ 6 強 グ 0 ス 六〇 ヘター した。 ĺ) た め ク 〇 万 · ij 0 当分の さらに、 援 ン トゥ 助 は を供与することを約 モ グリ 間 ンゴ は スター Ź 総 ル 兵 に対する経済 (予算の リンはゲン 力三〇〇〇 五. 束  $\bigcirc$ ドゥ % 人の 面 L で その 0 ソ ン に 援 連 増 代償 対 軍 加 助 させ 軍 を大 機 事 械 るこ 支出 モ 幅 化 ン 7 に

をま モン 6 府 対 が ル モ 約 政 に モ 指 ゴ ンゴ ンゴ 束 連 府 ル 軍 は 示 交渉に た八 ル ル 0 機 た 援 連 人 0 民 械 政 家 助 . つ い Ö に 革 化 府 小 万 0 旅 に 0 命 指 ての 党中 1 議 軍 17 . ウ 事 7 に 示 -央委員< 援 提 に モ ブ 個 0 基 デ ンゴル 1) لح 助 出 ミド を正 ク 飛 づ す 会幹 V3 0 行 る。 式に 7 代 援 中 陸 ح 表団 部 助 隊 政 相 を活 要請す 府 会  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 個 提出され は、 立場を支持することを決定 0 閣 報告書を審 用 を る旨 僚会議 してモ 月二五 モ た決 ンゴ 0 は、 ン 書 卢 簡を送り 議 議する合同 ゴ ル 案 ル に 九三六 は 0 急ぎ派遣 兵 連 ŋ 玉 力を二万人にまで増 軍 そ () () 1会議を開き、 年 家 モン する」ことを要 0 大会幹部 \_-中で、 月二三 ゴ ソ ル 連に まず 会で 日 代表 0 軍 採 進 事 今 「強することを約束してい 請 モ 択 駐 援 团 日 され ン を容認する旨 助 0 0 ゴ 報告 を 防 前 た。 正 衛 ル 書 口 0 式 間 0 防 か に 題 要 をめ 会 < 衛 談 0 請 づ する 政 0 ソ 必 府 連 決 ソ ソ モ た 性 連 連 ゴ か

. と指:

た

0

口

答を伝える

この モ ンゴ ル 政 府 0 正 式 0 要請をうけてソ連は、 二月 H 軍 事 張 助 面 に · つ 13 ての Ŧ ンゴ ル 側 0 要 請 を認 める旨

なければならない に対する近代式兵器 九三六年三月に開 の供給などについての決議が出され、 に催され 摘され たモ ン ゴ ル 人民 (革命党第二回 国防 総会では、 問 問題は当 防 衛問 面 0 党 題 • が 政 検 府 討 0 され、 主要課題として留意され 軍 事 支 出 0 増 軍

装備を四〇 モ ンゴルに対するソ連の )%に増 加させ、 兵役期間 軍事援助 を二年から三年に延長することを可 0 増大は、一 九三六年度にモンゴ ルの 能 国防費を一 に した 一倍、 兵員数を三〇%、 器

ば をさらに 重 上に述べ 一点が H 本 強化 置 軍 上との 、たソ連 かれてい 衝 モ • 突は不可 モンゴ ンゴ た、 とみることができよう。 ル んに対日 一避とみ ル 間 0 軍 7 E 事 13 スクワ会談におけるモ 戦略 たソ連 面での が、 重要な拠点の 極 東 防衛 ンゴ 上の 必 ル 翼を担わすことに、 要 0 国防 から 間 モ .題に関するソ ン ゴ ル に 対 この す á 連 時期 政 側 治 0 態 0 池度に 対 軍 モ 事 か ン 面 ゴ で h ル 0 が 政策 影 2 n

第二章 連 モ ン ゴ゛ ル 両 玉 0 接 近 に対する 日 本 O危 惧

後 玉 境 に H たのである。 外 に 本 おけ 0 一蒙首相 外 る 務 省 ゲ 連 は ン 0 紛 F モ 争事件、 ウ スクワで ン一行ノ莫斯 それに続 0 ソ 連 科 訪問 くモ モ ン ゴ ノヽ 現 満 ル 下 会 境 談 1 紛争 東亜 0 成 政局 を処 ŋ 行 きに 理するための 二 取 1) 大きな関 極 メテ重大ナル意義ヲ含蓄 É 心を寄り 満 せて 間 0 満 13 た。 州 里会議 外 セル 務 が 省 決裂 は ものとみ モ た直 満

てい

宣伝 策ヲ攻撃シ『ソ』、蒙ノ緊密ナル提携ヲ希望シ」、 幹部卜交歓 実際、 シタ」との情報 モス ジ其 ヘクワ 0 ノ間『ソ』、 が寄せられて 日本大使館 蒙側 か 12 ら日本の外務省に、 る。 う。 10 頻リニ日、 さらに、 満 モンゴルのゲンドゥ 次のように言明した旨が外務省に伝 側 ノ外蒙延テ モン ゴ ル 代表団 ハ東亜大陸 ン首相 がスターリ 三対 は、 スル 「一二月三〇 ź, 侵略的意 モ えられ 口 トフなどの てい H 図 帝 ナル 玉 モ 所 謂 F ソ 内 連 政 陸 外 政 府

援 攻 撃 助 H ハ容易トナリ 本 共二日本ノ大陸侵略ニ備 今ヤ外蒙ヲ第二ノ満州国タラシメムトシツ 更ニ進 ムテ支那 エムコトヲ衷心希望 二向 ヒ第二段 希望ス。 (望) ノ進撃ヲナスニ至ラム余ハ「ソ」 ツアリー 度外蒙ニシテ日 本ノ手 政府 = 帰 力蒙 セ 古国 ムカ 日 民 本 共 和 ノ「ソ」 府 ヲ

考セラル」として、 (ユ゚) 因 を表明 考えを正 モンゴル のである。 このモスクワ会談を転機として、 力する。 そ とユレネフ駐日ソ連大使の間に、 共和 0 確 一九三五年一二月一六日、 再 に 開 把 さらに、 玉 の見通しについ 握するために、 との外交関 に接して、 モ 一九三六年二月の初めに、 満 外交問 係樹立に向 外務省は て ユレ 題 ソ ネフ モ・満外交問題は、 は 連大使の見解を尋ねた。 ?けて努力するであろう」と述べ、 <sup>(3)</sup> 日ソ関 東京で日本の 「今後、 ・ ソ 日ソ関係をめぐる話し合いが行われた。 ノ満、 連大使と会見 係の 進展 幣原喜重郎貴族院議員はモ 蒙、 有力な政治家の一人である井上公爵 に大きな影響を与える要 ヲ 挟 して、 層日ソ外交関係の推移に左右されるようになってい ム日、 これに対 玉 <u>"</u> 境 粉争 日本が 関係 L 0 ユ 解決をめぐる満蒙会議 レネフは明 満関 モ・ 、因になり 深甚 会談で井上は 満国 係 ノ注意ニ 0 進 一変の 得るとの (виконт Иноуэ=vicomte 確 展に関 な回答を避けなが 値 樹 立 ス 立を支持で する 「関東軍は今後、 ルモノアリ 見解を示 が 決 裂し 連 する意 政 府

8

るで

次 のように述べて、 日 本 が モ 満 間 0 国 |交樹 立 0 間 題 に関与することに を制 を加 えた。

東 軍 相 司 手 0 玉 が 外モ 外交関係 ゴ を望 ルに対する威圧的政策を放棄した場合、 んで 12 な 12 場合は、 その 玉 に対 し外交関係 外モン ゴ 0 ルは日本と通常 樹 立 立を要求 しては 0 関 ならない 係を結 ぶことを認 と思う。 関

し。争 た<sup>16</sup>に っ。つ に対 情報 ゴル 式 から会談 国境紛争につい が に 発生する場合 ス 認め、 間 1 によれば、 する日 .題を Ė (V) = 7 0 本軍の ヤ 内容が東京に伝えられると、 両 めぐる 連とモ コ 方が 「ストモニャ ての 一フ外 侵略的 ソ Н 受け入れ可 É 務 ソ 7 ン 連政 関 ゴ エ 人民委員代理も、 } 係 行為を断じて許すことが出来ない ル 府 は 0 0 コフの発言は、 発展について協議 モンゴ 対 の立場を表明した。 能な妥協点を見つけようとする日本外交政策 日 関 ル 係 が 人民に対して必要不可 日 共 同 紛争地 九三六年二 本外務省では、 防衛 した。 体制 このストモニャコフの発言は、 帯 0 東京 とい 月 現状を維持 一月一 · う新 と述べ、「モンゴル人民共和国 几 0 ソ 欠の援助を与えるであろう」と警告 日 段階 連大使館 0 七日、 大田 に入ったことを示すもの モンゴルと満州国との 為 局長会議が開 吉 情報員などからモスクワ 駐 ソ大使との 0 熱意を幾 ソ連の対モンゴル かれ、 り」と警告し、モ・洪 国領土が攻撃を受ける 会談で、 分冷ます であ 間 今後予想され に起こっ ソ つ 結果をも 軍 連 た。 事 寄 は 7 大 援 せ モ 田 助 満 ン たら モン 大使 を正 る n 間 ゴ 0 ル

スター ワードとの 1) は、 インタビュー 連 モ ン ゴ で、 ル 相 Ħ. Н 1本が 援助 議 モ 定 ン ゴ 書 締 ル 結 人民共和! 直 前 0  $\equiv$ 国 月 に 対する攻撃に出た場合、 日 スクリ プ ス・ ハ ワ ソ 連 1, は 新 聞 九二 連 合 年の 会長 口

たもので、 て応ずる、 合と同じく、 かならなかっ ソ連とモ モンゴ う意向 ル ン 0 を示 ゴ 独立をあくまで擁 ル した。 0 間 に これ 対 H は 政 モン 治 護 • する」と述べ、 軍 ゴ ル 事 的 0 独立と領土 な 協 力 関係 日 本 保 軍 が 全 によるモ 正 式に に対するソ 確立されたことを全世 ンゴ 連 ル 占領 政 府 としての に 対 して は 強 界 常常 に 12 向 意 に 武 け 志 力をも 7 を 明 言 明

に宛 自 そして 玉 てた電 と同 様 この 報 に 考 0 中で次の ż スター ソ ij 連 ように述べて、 がその防 ン 0 発 言をふまえて、 衛 に当たることになると断 日本がモ 1) トビ ンゴ ルに ノフソ連 対 ľ L 外務 て軍 た 事行 人民 2委員は、 動を起 せ 月 ば Ŧi. 7 日 連 付 は 0 モ ユ ン V ゴ ネ ル フ 駐 0 領 H 土 大 を 使

たものにほ

た

を 一 は が は を起こっ ソ・ 大 体 段と強 田 何 満 H ても、 本 0 ため 境 8 大 7 使 0 必 ソ 修 V は 要 • 正を要求 るような印象を受けた。 会見 なの 日 関係に大した影響は及ば か。 0 ため Ĺ 彼ら さらにモン 来 は、 訪 L 再び た三月 我 ゴ 攻 撃 ル 々 へは、 四 に出 ない に対 H する攻撃 た場 であろう。 東支鉄道 合、 被 我 に出 問 6 題 L 々 か かし、 で日 は た。 6 自 は 本に ソ 玉 我 連とモ 0 日 々 譲 本軍 が 領 歩 譲 土 に した 0 ン 歩 対する ゴ す モ 0 ン ル n ゴ で 0 ば 攻 あ ル 玉 す るが、 境外, 撃 に対 る 同 する挑 様 ならどん その そ 考 0 え る<sup>18</sup>的 後 要 な 求 H 行 0 動 本 度

玉 際 に ソ 関 配 連 係 置 政 することを取 府 0 緊 は 張 が 九三六 高 まる ŋ 決 年三 单 でモ め 月 た。 に ン そしてモン 極 ゴ 東安全保 ル 0 独 立 ゴ 障 一を国 ル 0 領内 立 際条約という形で法的に 場 に か b 連軍 ソ 連 を進 軍 部 駐させるの 隊 を モ ン 確 ゴ 実にする必要という二点 ル 必 領 要な法 内 0 東 的 南 根 お 拠 を得る 7バ 南 方 0 0 理 玉 由 境 方 か

5

モ

ン

ゴ

ル

との

相

互

援

助

条約

0

綿

結

に

踏

みきっ

## 第三章 ソ連・モンゴル相互援助議定書の締

0 間 に、 九三六年三月一二日、ウランバートルでモンゴ 「ソ連・モンゴル相互援助議定書」が締結され ルのゲンドゥン首相と駐モンゴ ルソ連全権代表タヨー 口

フと

その趣旨は次の通りであった。

ような議定書 結した……相 うとする希望 モンゴ ル 人民共和国政府及びソビエト社会主 0 互援 に 締 導 結 (助に関する紳士協定を今回新たに議定書の か に合意した。 れ、 さらに 両 玉 間 0 友 好 関 義 係 共 0 和国 強化 を促 |連邦政府は、 進す 形式において正式に成文化することになり、 る目 ……極東における平和と安全を保持 的 0 もとに、 九三四 年 月二七 次の 日

第一 討 第三国によりモンゴル及び 両 領 土 0 安全を保護する ソ 連 両 ため 国 0 に必 領土に対する攻撃の 要と思 惟 され る 脅威が発生した場合には 切 0 手段を講ずることを約 両 国は、 す |勢を検

第二条 モンゴ を含むその ル 並 他 び に 切 ソ 連政 0 援 助 府は締約 を 相 互に提供 国 *の* 方に対し軍事 することを約 でする。 的攻撃が 加 えられる場合には、 両 は 軍 事 的 援 助

第三条 モンゴ 該 二条による義 領 域 ル か ら撤収することを約する。 並 び に 務 ソ 履 連政 行 0 た 府 8 は 相 手締 九二五年 約 領 ソ 連 土に 軍 が 駐 ペモン 屯する他 ゴル 方の 領 土 か 軍 る協収 隊 は、 駐 した際 屯の 必 0 要の 事態と同 解 消とともに即 様 述 時

0

際

には

約

四

万

 $\Lambda$ 

Ł

0

ソ

連

軍

兵

士

が

参

戦

して

61

歴

逆の

真

実を追う』、

ウランバ

| |-

ル、

九

九三

年) によ

n なば、

この

条約

0

意義

は

モ

ンゴ

ル

に対

す

関

東

軍

0

穭

第 川 条 本 議 定 書 は 調 印 کے 同 時 に 発 行  $\bigcirc$ 力 年 有 効

諸 モ ン 7 ゴ 0 連 外 ル 交 モ 0 独 ン .様 立 ゴ と安全を保障した。 々 ル な影響を与えた。 相 互. 援 助 議 定書 0 R 発 0 効 議定書 ボ は ル F. 極 は 東 ハ に モ ル お ンゴ H /\ Ź 河 ル 政 戦 に対 争 治 前 つする関 軍 夜 事 情勢  $\mathcal{O}$ 極 東軍 東の に重 0 国 |要な変化をもたら 軍 冒際関係-事 行動を抑 モン 止する ゴ ル 役割 同 地 [を果 ル 域 ハ 0 た 関係 河

ることが 威 を牽制 0 (議定書 できた。 とり 0 締 本 結 b によっ 議 けモンゴ 定 書 て、 に 基 ル が 7 づ ₹, 連 国 際 政 府 関 九三六 がモ 係 に おけ ン ゴ 年 る法 几 ル 月 に か 軍 的 事 b 主 体で ソ 基 連 地 を確 ある 赤 軍 保 ことを世  $\mathcal{O}$ 部 隊 が ソ 連 界 モ 極 に ン ゴ 東 示 ル 地 したことに 域 に 進 0 安 駐 全を あ つ 段 モ た20る ح ン 強 化 させ 事

第 几 章 相 Ħ. 援 助 議 定 書 に 対 す 3 玉 民 政 府 0 抗 議 ソ 連 • モ ン ゴ ル 0 態

宗主 容 権 を 0 百 尊 権 議 を主 重 明 定 す 書 をう 張 対 たっ する 連 7 大 Va た 使 中 た に  $\mathcal{O}$ 対 几 で 側 年 Ļ 0 反 0 応 中 同 0 議 7 は 7 協定 ŧ 定 連 書 わ に違 が モ め ン て大きなも 反す 外 ゴ E ル ると 相 ゴ Ħ ル 援 0 7 が が 助 中 議 あ 国 厳 定 つ 書 た 重 0 抗 構 0 綿 中 議 成 部 結 玉 L た。 分たることを に 玉 強 民 続 政 < 府 17 反 て、 発 は 兀 認 以 月 め 几 前 七 月 か 6 日 口 地 H E に お 同 ゴ 民 H 政 議 ル 府 る に 定 外 中 書 対 玉 0 主 内

長

は

以下

のような

対

ソ

抗

議

覚書を発

つ

連

E

ゴ

ル

相

Ħ.

援

助

議

定

書

0

違

法

性

を指

摘

ら な い。 ご の 一 13 反していることは疑いの余地のないことである。従って、 が現在外モンゴルと議定書を調印 ても、 部であることを承認 九二四年 この 議定書を承認できず、 (民国一三年) 且該領内における中 五月三一日調 したことは明らか それに束縛されるようなことはありえないということを強調 印 0 中 国 ソ協定第五条において、 に中国の 0 主権を尊重する旨を明 この議定書は違法で、 の主権を侵害し、 ソ 民国 連政 言してい 中国政府は如 府は外モンゴ 三年の る、 中 ソ協定の決定 ・然る 何なる事 ル が完 しなけ に 全 ソ 情 連 n に ばな 中国 に違 に 政 お 府

これ に対し、 ソ連政府は四月八日、 次のような覚書を発表して、 中国側の主張を退けた

府としては十分承知しているものと確信する。 されたソ中協定が失効になることなく、 ル 変更をももたらさないことを言明する。 議定書は北 本議定書のいかなる条文もソ連と中国並びにソ連とモンゴ 京協定に違反せず、モンゴルと中 将来とも効力を有するものであることを保証する。 ソ 連は 相互 ・国の人民いずれの利益にも一致するものであることを、 援助議定書に署名するにあたり、 ルの 間に以前から存在する公式の関係になんらの 九二 四 年に北京 連・ 京で締結 モ 中 ンゴ 国政

表わすとともに、一 0 構成部分たることを承認し、 方、 モンゴル人民共和国のアマ 九二四 年五月三一 同 .地における中国の主権を尊重する」と述べられていることに対するモ 、ル首相 日に 北京で調印された中ソ は、 国民政府の抗議に対するソ連政 協定の第五条で、「ソ 府 0 覚書の内容に対 連は外 モ ンゴ ル し遺憾 が 中 ゴ 華 0 ル 民 国 政

0

府 0 正 一式な見解として、 次のような声 ,明を発表した。

連 適 論 てきたのであ モ ゴ )当な時期 ンゴ 政 議 ル 連 府 が 起 に 政 ル に ここつ 人民 関 伝 府 えなけ に と中 わ た場合、 おい 共 る内容が 和 玉 てこの n 後 国 両 ば H<sub></sub> としては 政 モ なら 盛込まれ 府 ン 間 中 は 一国ある 問題を一 ゴ な ル 61 これ 人民 と思 てい 九二 J思う。 切承認: 17 たを一切 共 は他 るとしてい 几 年に 和 国 L 0 とし 国からこの 北 な 承認することができない 京で結っ 11 ては、 る。 旨を全世 これは、 んだ協定は、 これを絶対受け入れることが 問題についてあるい 「界に向けて通告する権利を保持してい ソ連と中 7 旨をソ 中 国との 間 0 はこの 連 間 題であっ 政 間 府 に 問題と関連する に 取 できない。 対 り決 るが、 して め られ この 再 度 モ 協定 る。 に たことで ン 間 わ ゴ たっ 題につい 0 ル 中 政 て伝え に 府 は 7 E

答に なか 生じ 防 年 は 衛 宗 末 旧 玉 な 対 清 頃 0 主 つ 民 責 か 権を承認する旨を繰り返すと、 た 朝 か 政 6 任をとる に 府 であ た 日 再度異議をとなえることをしなかっ  $\mathcal{O}$ 宗 中  $\mathcal{O}$ 属 して 間 で る<sup>24</sup> 主 7 あ 0 権 進 は る。 主 従って、 8 たとい 張 口 実際、 シア られてい 0 基 うことくらい ソ 礎  $\mathcal{O}$ ボ 利 連が に た中 な 1) 益 ź. であるだけでなく、 0 相 華北にほとんど影響力をもっ 7 ソ 互 関係 スラ 12 援 であり、 る 助 ヴ 条約 0 0 改善をめぐる交渉 1 は たのだと考えら ン 0 漢民族 スキー 意義 モ ンゴ 中 に関 によ 自身 ル 玉 ける中 人 0 がモ 民革 n n 戦 る。 ブ は 略 てい 口 上 ンゴ 命 国 によ セ ソ 0 0 0 まり、 スにブ 利益 なかっ 連 ルを実際に 抗 つ 議に答えて、 モ 7 になるとみ ンゴ その レ た国民政 1 顚 後 、覆され 征 キをかけ ル 議 服 0 外モ 定 中 な 府 したことなどまだ一 書 は たモ ソ 7 0 関 ン ゴ 調 ソ 13 係 口 た ゴ 钔 に 連 ル に が は 大 政 T ル きな影 が 諸 府 お け 0 E 九三五 対 度も 響は 華 ゴ 中 が 口 ル

を示していた。とれが締結されれば日本の侵略を食い止められるだろうと述べ、中ソ相互援助条約に賛成する」要であり、それが締結されれば日本の侵略を食い止められるだろうと述べ、中ソ相互援助条約に賛成する」 九三六年五月二七日、行政副院長孔祥熙は、 すことができると述べ」、これと同時に、さらに、 の圧力を受けてモスクワに抗議書を送ったことを認め」、現在、 ソ連政治代表ボゴモロフとの会談で、「中国 ソ連側代表に対して「中ソ相互援助条約 この議定書をめぐる中ソ「紛争は 政 は中国 府 が、 終わっ 日本 に から ソ連に たとみな かなり

第五章 議定書をめぐる日満の態度

ソ 連 モンゴ ル 相 互. 援 助議定書 は ソ連 の対モ ンゴル軍事協力を柱としたもので、 明ら か に日 本 0 攻擊 備 ż

た直

接的な軍事同

!盟という性質をもってい

た。

文を電報で伝え、続いて翌日の二八日にも、 ストモニャコフ・ 次のように述べてい ソ連人民委員代理は、 三月二七日、 日ソ関係の悪化や日独 東京の ユレネフ大使宛てに、 の接近などについて打電してい ソ 連 モ ンゴ るが、 ル 議 定書 その 0 全

東軍 なっているであろう。それはここ数週間ないし数ヵ月間 12 指針である。 ウラン -司令部さえもが相当慎重に対処していることから証明される。 ートル モンゴルを侵略しようとすれば、 議定書は、 モンゴ ルに対する日 それはソ連との 本の 侵略を抑制 にわたり、 戦争になりうることを日本はもはや疑 する目: L 満・モ間の諸 かし、 的 0 私はこれをもっ ため 問 0 題につ わ が外交政 Va て 策 日本 今後は国 0 0 お ょ わなく 0 び関

次

のような見解

明

して

最 再 松終的 び 紛 に 争 決断 が 発 生 したその時にのみ、 しない と断言することができない。 モンゴルに対して重大な行動に出るであろうと、 それ は、 Va まだありうる。 かか 私は考えて 日 本 が 我 マとの 戦

規模化し、 図 が [を示すものとして注目される。 強 化されたことを背景 議定書を締結 やがてノモンハ したことは、 に して、 事実、 H ソ 連が、 本の 事衝突をみることになる。 この 実力 日 条約 行 中  $\dot{o}$ 動 に対 紛 の締結を機として、 争 には して必要 中 立 が 0 あ 態度を取りながらも、 る場合には武 日 ソ間で国境をめぐる武力紛争が次第 力をも 0 極 て抗 東 に 争 お け しようとす る 重 事 的 に大 地 位

ンでの

軍

使に に対し、 モ間にソ 九三六年三月三一日、 連 九三 • モ 川 ンゴル 年 以 来 相 玉 両 境 互. 国 一援助議定書が調印された旨を通 間 丽 .題に関する会議において、ストモニアコフ外務人民委員代理は に存 在 てい た事 事実上の 相互支援関係を確認する趣旨をもって三月 知した。 駐 ソ 大 田 為 吉 H 大

ことは ことに重大な関心を示 日 本 政 ソ 連 府 は 0 対 議定書 を表 極 東 膨 した。 張 0 内容をめ 政 策を承認するものとみなし、 外務省当局 いぐる中国 は、 国 各国 民政 ]がソ連 府 0 抗議 議定書の違法性を訴える国 • モンゴル議定書の違法性を黙認する態度をとってい を国 際連 盟 お よび 列 強 が 民 事 政 実上無視 府の立場を支持する形 する 態度 た

と称 防 共協定其 して 連 政 V3 府 他 る は が、 0 協定が締 Ł 政 L 府 を支那 連 結 盟 せらる場合に於ても、 及 75 0 各 地 方自 玉 が之を合法 治 政 権と見做 的 日 0 本に ₺ 0 対しなんら抗 と認 之と条約 める場合に を締 議を提出 結するの は 将 は し得 来 北 何 支自 等支 べきものでな 治 那 政 0 領 権 と日 土. 権 本 侵 加 0 して各 間 に

7

61

13

う

形式をもって、次のような声明を発

した。

今回

愈

々相

互援

ジ

0

下に外蒙を名実共

に把

握せんとする意

図を露

骨

に

表

明

せ

度を示してい 国とも大体ソ連の態度を容認 . る。<sup>27</sup> るが、 斯る態度は将来 してい るの の我東亜政策遂 みならず、 英語 行上に重要関連をもつものとして外務当局 0 7 ンチエスター ガーデン紙 の如 きは 積 は 成 極的 行 を注 支持 0 態

は 『ソ』連ハ外蒙ニ重大ナル利害ヲ有スル旨ヲ以テ答エ敢テ右関係 満 さらに日本の外務省は、 『州国政府は、このソ連・モンゴル相互援助議定書に対し強い不快感を示し、 我方ノ「ソ」、蒙関係 ノ根拠ニ対スル追求ニ報ユ 議定書締結の背景につい て、 ル 1 「ソ蒙関 コ ロアリ ノ根 係進 タリ」 近拠ヲ明 展ニ関シ従 との分析を加えてい 示 スル所ナカリシカ」、 来 四月上旬満州国 イソ連 政 府 た。28 我 方 今 回 交部 追 及 対シ 談

質は 書の 外蒙 成立 H 満 < 般人民の は 両 実質的 玉 外蒙が現 に対する軍 意志を蹂躙せるこの暴挙は世界の公憤に値するところにして、 に 助議定書なるカモフラー は ソ 在 事 連が外蒙を併合せると殆 ソ連以外の総べての外国即ち支那とすらも隔絶せられある現状に於い 同 盟と認むべく、 当国として特に重大なる関心を禁じ得ざるところなり んど択 ぶ所なく、 庫 倫 (ウラン 殊に バ 1 相 互援 ル 助 0 とい ては、 部 政 ふもその 斯 権 と結託 る議定

チ

二

IJ

丰

モ 議定 書と日 独 防 共 協定 議定 締結後の 日 ソ 関 係 0 激化とモ ンゴ ル

玉 言 外交方針  $\mathcal{O}$ H 威 本 に 圧 は、 が 強 この は、 ま つ 議定書 ソ 7 連 13 0 ることに 極 0 締 東 政 結 対 に 策 よっ 0 する警戒 強 てソ 化 による対 連 小 が 高 モ まっ ンゴ 日 叠 7 威 ル が 13 0 た。 間 段と強う に 共 九 同 まっ 三六 防 衛 てい 年八 体 制 ることについ 月 が 七 確立され、 H 0 几 相 て、 会議 ソ 連 次のように述 で決定され 0 日 満 に 対 た す Ź 帝 無

Va

る

相 右 武 重 力革 俟 沂 点ヲ 帝 時 玉 命 蘇 蘇連 交手 的 連 国 迫 邦 段 防 力ヲ 1 東亜 其 = 増 依 国 対 = ス 大 防 之カ 対 ル 上 スル 直 各方 達 接 侵寇: 成 際 1 脅 ヲ 面 上 的 威 二 1 対シ ス 企 ナ 地 図 ル 位 ≥<sub>30</sub> 赤 1 1 頓 挫 化 共 二 折 =, 進 強 特 出 化 我 ヲ = ス 軍 東 企 ル 備 図 亜 = シ、 伴 的 政 脅 策 E 益 威 1 極 遂 東 々 帝 行上 解 = 消 過 玉 重 大 ヲシテ不利 大障 赤化 軍 碍 備 進 出 ヲ ヲ 為 配 阻 スヲ 地 位 テ 止 以テ、 東 = = 至ラシ 置 亜 キ 方 差 面 当り X " 防 対 ツ 外 ス Ź 交政 充 ル ij 其

この うな影響を与え 対 抗する意味 H 独 1 協 連 定 0 極 ソ か た 東 5 0 連 攻 勢 モ か ン は モ 0 ゴ 余 ン 強 ŋ ゴ ル 化 , 究明さ に ル に おけ 議定書とは 刺 激され n る 7 ソ 連 て、 12 時 な 0 影響 11 期 九三 的 力の しか に重 強化 L なる部分が多い 年 \_ に対 すでに第二章と三 月二五 して日 日 本  $\mathcal{O}$ である べ が 強 ル 章 る 1) 13 で述べ 警 が、 ン で 戒 0 防 H 目を向 てきたように、 共交渉 独 防 共 けてい に同 協 定 議定 が たことが 締 当 書 時 が ど n は 明 7 連

外蒙古、 独防 味で、 る論 は て、 ら 五 明 0 か で n 年 に 最 あ 交渉 てい 共協定 H 頃 お 初 本 か 7 13 0 政 た 連 新 7 現 は 6 も協定が 実化で、 外 当 府 が、 べ 疆 0 締 時 務省 モ 内 ル 0 結を促っ でも 1) 如きはすでにその ソ ン 日本では、 連 ゴ 0 ンでナチス党の外交部 が 管 結 ソ つ ル 議定書 モ 7 k' 轄 す一つの ば 連 イ に ン n 0 .移され、 ゴ た背景 " 南 赤 との ル 0 進 化 締結 議定書締 要因となった、 政 惨禍をなめ」ているとして、 政 0 策を暴露するため 0 治 政 によりモ 一つに、「赤化の侵寇は従来東洋方面なかんずく支那に 恐 的提携 府 怖 結 長リ V が べ か 呼 ンゴ 6 によって、 " ル ば と思 0 べ n ル ント 本 ケ 格 月 におけるソ  $\hat{O}$ ゎ 日 象徴的な存在であった。 交渉 後 れる。 口 本にとってモンゴ ソ 0 " に移 プ 連 四月に有 とべ 実際、 から受ける脅威を軽 ソ連 連 行 ï 0 ル 影響 の対 7 田 1) 防 13 八 ン 共 郎 力が モンゴ る。 駐 協定をめ ルは が 在 広 ま 陸 ソ連・コミンテル 段と強い ル活 た 田 防共協定締結後 軍 減 ぐる日 内 武 官 閣 F. 動が述べられてい しようとする 大島浩、 化され 0 イ 外 ツ 独交渉は、 کے 相 おいてとくに著しく、 との たことは 0 に 就 政 0 ン による赤 防 治 間 任 日本外務 共 的 初 に る。<sup>31</sup> 7 協 提 秘 め 定 は 携 か 密 H ら以 を に 本 省 化 に 九三 進 工. 0 0 降 意 声 作 61 8 Н

与え、 る共 政 同 策 有 0 産  $\mathbb{H}$ 議 他方 運 が 八 が か 開 郎 本 動 た32 外 を支持するなど、 か 格 ラン n 相 的 必 0 に 要である。 ス な H П やチ 想録 独 防 エ 共 12 馬 る 協 コ その そこで、 定 鹿八と人は ス 口 に 地 対するこ バ キアと相 位 を強 さしあ H 言うし 固 本 たり にし Ħ. 0 接 によれば、 正 この 式態 7 助 外条で 13 る 約を締結 度として、 牽 制 現 七月二 0 状 役 か 割 6 をド 几 ソ 7 そ 連 日 n 1 連 が に外蒙・ " 防 0 極 に 共 脅 東 にもとめ 協 威 に を牽 舌との 定に 膨 大 な る 制 つ 相 軍 0 することが、 13 備 7 が妥当である Ħ. 援 を擁 0 助 外 条 務省 して 約 H わ 陸 が 中 本 لح 国 国 に 海 0 穭 軍 大 お 威  $\mathcal{O}$ 陸 H を

ように、 実際 に ド イ ッ との 提 携 をめ る論 議 に お 12 て 連 E ン ゴ ル 相 Ħ. 援 助 条 約 0 綿 結 が 防 共 定を

月二八日、

つまり

H

独

防

『共協定が結ばれた三日後に、

リト

ビノフは第八回

臨

時

ソビエ

ける 必要とする 17 政 府 連 との  $\mathcal{O}$ 交渉 影響 理 由 に入 力を、 0 一 つ ŋ に H 本とド .挙げられてい 日 独 防 共 イ 協定 ツとの提携 る。 が締結され 0 によっ まり、 たの 7 ソ であ 抑 連 制 る モ しようとする動きが ン ゴ ル 議定書 に 刺 活発になり、 激されて、 日 本 H 政 本 府 政 府 内 は 極 に お

せざる その 付 文を含んでい とるべき措 け É 属 に場合、 議定書 他 0 0 H 切 独 防 置 他 が 0 か た単政 ?あり、 共 に 方締 なる特定国 つい 協定 治 約 的 条約 て直 は 玉 は 0 共産 をソ 議定書は ちに協議すること」 をも目 ソ 連 連 0 インターナショ 地 との 標とするも 位 第 間 に に 0 き負 綿結 条 0 および、 締約 ナル 担を では しないこと」を規定すると 軽 ない に対 玉 0 くするよう ハする両 ことは 第二条 方がソ 国 13 締約 な 連より挑 うま 0 提 でも 洗醬. 切 玉 は 0 相 な 13 措置をとらず、 発によらざる攻撃または 力を規定しただけで「……ソ う、 Ħ. V2 0 と声 明 同 意なしに、 b 明され か にソ 共 連を仮 通 た 本 か33 0 協 利 想 定 益 攻 撃 敵 0 n 擁 とす 精 ビ 0 に 護 脅 神 は 工 威 1 た 秘 両 を受 め 連 立 邦 0

を 0 秘 段と強: 方、 密付属議 化させ 連 定書 は H は 独 交渉 連 に 0 対 詳 す 細 Ź をべ H 独 ル IJ 0 軍 ン 事 駐 口 在 盟を設 赤 軍 諜 定したも 報部 員 に よっ 0 に 他ならない 7 知 ŋ その として深刻に 全文を手 に に受け 入 n 止 7 め 12 た 対 0 日 批

秘密 産主 との 綿 結 一義とい 議定 するために 間 書 う言 0 五. 存 はド [葉も か 在 月 に に 1 使 触 17 わ わ n たっ n て 0 7 同 て交渉 意が必要となっ は 私 12 は、 な Va が 全責任をもっ 進 であろう」 めら た。 れた 0 て次 日本外交の と言明し は 0 この よう 7 独 61 秘 ĸ る。 密 立 13 条約文 性 う。 は 1) 1 日 入書を作: 失 ビ 本 われ  $\dot{O}$ ノフは続い 大使 た 成 せ 館 と述べ、 けて、 んが 附 武 ため 官とド 日 ト代表大会の であり 今日 本 イ が ŋ ソ ツ 日 連 そこに 本 と 政 府 約 は 局 0 共

言葉を述べた。 実さをもはや信ずる けた。 今度は、 民主 彼 わ ij 主 6 義 は にゆ 諸 国 やつぎばや か な が 発言する番 V · と非 に平 難し、 「であ 和愛好国 さら 3 に として、焦いないでは、 に対 反 民 主 集団的安全保障 主 とり 義 的 わ け、 侵略的 民 主 なフ  $\mathcal{O}$ 主 ア 層 義 諸 シ 0 強 玉 ス 化 に 1 対 諸 な 提 して 唱 は 挑 た 戦 遂 状 に を 自 己 0

否し、 から まま経 ゴ . つ て進 引き上 0 が ル た満州! 継 過 H 旧 漁業協定の 独 続 h げ で 防 的 され 共 協定 に 12 開 との 協 0 た。 定 か 0 更新 間 交渉 期 は 1 7 で、 限 たとえば は 13 が にもなかなか応 H 挫折 モ 切 た ソ 関係 ンゴ が n る に 終 2 及び ル H わ 0 0 独 東部! 月三一 防 る。6日 モ じな 共協 独 満関係 防 玉 定 共 境で起こ H か 協 つ に に に深 P 対す 定 た。 0 つ つ と調 結局、 る報 成立を受けて、 刻な衝撃を与えた。 たモ 印 復措置として、 かをみる ح • 満間  $\mathcal{O}$ 旧 に 漁業協定の 0 満 玉 13 たっ 州 境 これ 里 紛 ソ 争事 連 会議 た。 更 以後、 は 一件を平 ま 新  $\mathcal{O}$ H Ŧ は た ソ 間 H ン \_\_ 和 ゴ 当 年 0 ソ 関 ル 的 時 間 新 係 側 に 満 有 漁 解 業 代 州 効 は 決 表 玉 協 悪 0 暫定 が 化 しようとする 0 定 急ぎ 満 0 0 方 州 取 調 里 決 向 钔 州 で に 8 を 里 E 0 拒 向

よう 年に 政干 府 ル 命 # 0 的 大規 指 H 渉 n 導者. と同 0 元 本 帥 模 強 0 化をも スパ なソ たのであ が 時 党 軍 に 1 連 H 軍をモ たら 層 政 組 H 織 府 部 独 0 に 防 までで 権 た。 (Хувьсгалын эсэргүү, тагнуулын бүлэг) 共 ゴ 力を一 協定 及 ル 7 に 連 0 h 手 だ 進 は 締 に 粛 駐 結 させ 握 清 相互 は ŋ が ソ 接 行 た。 連 わ 助 • ح 議定書 n モ 0 時 た。37 ンゴ 0 期を境 ソ この 連 に基 ル 軍 関 大粛 づい 係  $\mathcal{O}$ 力 に を背 て — モ 清 0 も大きな ン に 存 よっ ゴ 景 九三六年に続い 在 が に ル 動揺 が 7 判 H 明 九三 本 ソ を与え、 に対 たことを口 連 七  $\mathcal{O}$ · て 日 して極 外交政 年 ソ か 5 中 連 一実とし 策を支持 戦 め 0 7 争 モ 九 強硬な態度をとる 年 勃 ン ゴ 持 て 発 に するチ か 後 ル け モ 0 に 7 対 ゴ 九三 する内 反革 イ ル 政

士

が

参戦

てい

お わ ŋ

事行動 定は、 づき、 モ たことを示す 援助を含 ン ゴ 九三六年三月一二 ル 7 0 連 九三六年 に 抑 む 軍 制 0 事 もの 対 切 Ł 基 0 モ モンゴ であ 应 地 ン 援 を確 ゴ が助を相下 月 日 ル軍 からソ つ ルの独立と安全の保障を期待してい 保 た。 ソ連とモンゴ 事援助を正式に認め、 L 互に与えることを約定 連 モ ンゴ 赤 ソ 軍 連 0 0 ル 部隊 政 極 ールとの 東地 府としては、 が 域での モ 間で、 ン ゴルに進 した ソ連とモ 安全を一段と強化させることが出来 締約 この議定書 「モ ンゴ 駐 ンゴ 国 た。 Ĺ 0 ル ル また、 方に対が 0 0 締結 ソ モンハン事件 対 連 日 ソ連 によっ 政策 して武力攻撃が 相 Ħ. 政府も、この議 援 が共同 て、 助 0 規定書」 際 .)防衛: モ 派には約m ンゴ 加えられ た。 体 制 ル が 定書の締 四万 に対 実際、 とい 綿 結 た場合、 人も う新段階 され す 本議 る関 結によっ 0 た 定書 東 ソ 連 軍 に 軍 入っ 事 軍  $\mathcal{O}$ 0 て、 兵 軍 協 的

行動 をきっ きな危機感を抱 0 同 . 共 他 盟関 方で、 をとるようにな 同 かけ 防 係 衛 この たして、 を強 体制 化 条約によっ が か せ、 しようとする 確立され、 日 つ 本の た モ ン 対 てソ ゴ モ ソ ル を取 連 連 ン ゴ つ 0 が 0 ŧ ル 日 ŋ 要因 満に対する無言 巻く] ンゴ 政 策 ル は となり、 玉 際情 段と強 自軍を進駐 勢を 複雑 九三六年 硬になり、 0 威 圧が なも させるの <u>.</u> 強まったことは、 0 関 に 東軍 月二 に必要な法的 してしまっ 五 は H 玉 境 た。 日 根 ソ 間 独 題を 連抑 そ 拠を得たことは、 防 して、 共 実力で解 協 止 定 0 ため が ソ 綿 連 結され 決 日 • 本 モ がド ン 日 た。 ゴ 本 軍 ル これ に ツ 0 間 大

39

ソ

 $\mathbb{H}$ 

独

防

共協

定

0

締

結は

1

連にも大きな衝撃を与え、

ソ

連

0

モ

ンゴ

ル

に

対する内

政

干

渉

0

強化をもたらした。

連は、 日本との戦争に備えてモンゴル方面に対する兵備を強化するとともに、モンゴルにおける影響力の強化を

図って、モンゴル政府内の「対日宥和派」追放に乗り出した。 このように、 ソ連・モンゴル相互援助議定書の発効は、 極東における政治軍事情勢に重要な変化をもたらし、

\*本研究は、日本学術振興会の研究助成による成果の一部である。

同地域の関係諸国の外交に様々な影響を与えていたのである。

- $\widehat{\underline{1}}$ Болд, Р., Халхын голын байлдааны өмнөх алс дорнодын олон улсын харилпаа, БНМАУ, *Халх гол: түүхэн Үнэний эрэлд*
- (  $\sim$  ) Баабар, Б., Алтан гурвалжин, УБ, 1999 он.

БХЯ-н цэргийн түүхийн хүрээлэн, УБ, 1993 он.

- (3) 東亜問題研究会『蒙古要覧』、三省堂、一九三八年、一九五頁。
- (Ч) РГАСПИ, ф.89, оп.63, д.16.
- (15) МАХН-ын төв архив, ф.1, т05. хн.108.
- 6 Агваан, Ш., Маршал Дэмид, УБ, 1994, х.6-7 Гомбосүрэн, Д.. Маршал Х. Чойбалсан, УБ, 2003, х.103.
- 7 РГАСПИ, ф89, оп.63, д.18 МАХН-ын төв архив, ф.4, т5, хн.177, х.52 | 54.
- $(\infty)$  МАХН-ын төв архив, ф. | , т.5, хн. 108, х.167
- (9) 外務省外交史料館、議会調書、OA-一一、七七頁
- (10) 同上、OA-七、二二二頁。

мөн тэнд, х.399-400.

23 22 21

24

- 11 同上、二二三頁。
- 14 13 12 там же, л.137. 同上、二二三項
  - АВП РФ ф.Литвинова, оп.16, п.124, л.26.
- 16 там же, л.3.

15

АВП РФ, ф.Референтура по Монголии, оп.19, п.18, л.МО-025, л.3.

- 17 Известия, 5 марта, 1936
- 18 Документы Внешней политики СССР, т.19, М., 1969-1977, с.122
- Халх гол: түүхэн үнэний эрэлд. БХЯ-н цэргийн хүүрээлэн, УБ, 1993, х.8.

Монгол-Зөвлөлтийн харилцаа, 1921-1974, Баримт бичиг, материалын эмхттэл, 1 боть, УБ, 1976, х.394-395

20 19

- мөн адил, Монгол-эөвлөлтийн харилцаа, 1921-1974, Баримт бичиг, материалын эмхтгэл, х.397.
- E・スノー『アジアの戦争』、森谷巌訳、みすず書房、一九五六年、二四一頁。 Лхамсүрэн, Б., Монголын гадаад орчин, төрийн тусгаар тогтнол, УБ, 1995, х.69.
- B. スラヴィンスキー (加藤幸廣訳) 『日ソ戦争への道 一ノモンハンから千島占領まで一』、 共同通信社、 一九
- <u>26</u> 27 九九年、六二頁。 Документы Внешней политики СССР, т.19, М., 1969-1977, с.197. 『電通経済週報』、第一五号、一九三六年、五三頁。

- 28 外務省外交資料館、 議会調書、OA-二、九二頁、OA-一一、 七四頁。
- 29 『外交時報』、一九三六年一二月号、一五九—一六〇頁 九九七年、二五三頁。
- 31 30 日本国際政治学会編『太平戦争への道 五』、朝日新聞社、 Ш 田朗編 『外交史料 一近代日本の膨張と侵略ー』、新日本出版 九八七年版、 社、 \_

三八頁

- 33 32 日本国際政治学会編『太平戦争への道 』第五巻、 有田八郎 『馬鹿八と人は言う』、 光和堂、 一九五九年、 朝日新聞社、一九六三年、三九頁。 七七頁。
- (34) 前掲『外交史料 ―近代日本の膨張と侵略―』、二五六頁。
- 36 35 1939, p.76 Литвинов, М. М., Против агрессии, М., 1938, с.41, М. Litovinoff, Against Aggression, International Publishers,
- 二〇〇五年八月号を参照 国境問題をめぐるモンゴ ル・満州国間の満州里会議については、 拙論「満州里会議に関する一考察」、『一橋論叢』、
- モンゴル大粛清については、 拙論「モンゴルにおける大粛清の真相とその背景」、『一橋論叢』、二〇〇一年八月号

37

(一橋大学大学院社会学研究科外国人客員研究員)